

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号，同条第 2 項及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに
会社法施行規則第 189 条に定める書面)

2020 年 4 月 1 日

愛知県名古屋市中区東新町 1 番地
中部電力株式会社

愛知県名古屋市中区栄二丁目 2 番 5 号
中電不動産株式会社

2020年4月1日

吸収分割に係る事後開示事項

名古屋市東区東新町1番地
中部電力株式会社
代表取締役社長 林 欣吾
社長執行役員



名古屋市中区栄二丁目2番5号
中電不動産株式会社
代表取締役社長 渡邊 穰



中部電力株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）及び中電不動産株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2019年4月26日付で締結した吸収分割契約及び2020年1月31日付で締結した吸収分割変更契約（以下併せて「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年4月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が営む不動産活用事業および寮・社宅の運営管理事業（以下「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行いました。

本件分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、次のとおりです。

記

1. 本件分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）
2020年4月1日
2. 吸収分割会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規程（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過
吸収分割会社において、本件分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過
吸収分割会社において、本件分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）に係る手続の経過
吸収分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過
吸収分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項に基づき、2020年2月19日付の官報公告及び電子公告により、債権者に対して公告を行いました。申述期限までに同条第1項第2号の規定に従い異議申述を行った債権者は存在しませ

んでした。

3. 吸収分割承継会社における法定手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過
吸収分割承継会社の株主は吸収分割会社のみであり、会社法第796条の2の規定に基づき、吸収分割承継会社に対して本件分割をやめることの請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 会社法第797条の規定（反対株主の株式買取請求）に係る手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第797条第3項の規定に基づき、2019年4月26日付で、株主に対して通知を行いました。同条第1項の規定に従い吸収分割承継会社に株式買取請求をした株主は存在しませんでした。

(3) 会社法第799条の規定（債権者の異議）に係る手続の経過

吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2020年2月19日付の官報公告及び中部経済新聞での公告により、債権者に対して公告を行いました。申述期限までに同条第1項第2号の規定に従い異議申述を行った債権者は存在しませんでした。

4. 本件分割により吸収分割承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸収分割会社は、本件分割の効力発生日をもって、本件吸収分割契約の定めに従い、吸収分割会社が本件事業に関して有する権利義務を承継しました。これにより承継した資産の額は178億円（概算値）、負債の額は1億円（概算値）です。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2020年4月1日（予定）

6. その他本件分割に関する重要な事項

(1) 本件分割に際し、吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加しておりません。

(2) 吸収分割承継会社は、本件分割に際し、新たに発行した普通株式97,000株を吸収分割会社に交付いたしました。

(3) 吸収分割会社は、本件吸収分割に際し、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）附則第5条の規定に基づく協議並びに会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成12年法律第103号）第2条の規定に基づく労働者及び労働組合への通知等を行いました。所定の期間内に異議を述べた労働者はありませんでした。

以 上



2020年4月1日

名古屋市東区東新町1番地

中部電力株式会社

代表取締役社長

林 欣吾

社長執行役員



名古屋市中区栄二丁目2番5号

中電不動産株式会社

代表取締役社長

渡邊 穰

